

福井市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市教育委員会以外の団体が行う事業（以下「事業」という。）に対し、福井市教育委員会が後援（事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいう。以下同じ。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(後援の名義)

第2条 福井市教育委員会が後援を行う場合の名義は、「福井市教育委員会」とする。

(承認対象団体)

第3条 後援名義の使用承認を受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）又はその連合体

(3) 公益法人、社会教育関係団体又はこれらに準ずる団体

(4) 教育の振興に関する事業を行うことを主たる目的とし、次の要件のいずれをも満たす団体

ア 団体の名称及び所在地が明確であること。

イ 規約、会則等の定めがあり、団体の意思を表示する代表者及びその他の役員が存在すること。

(5) 実行委員会等として臨時に設置され、その組織、運営方針等が明らかであり、事業遂行の意思及び能力を有すると認められる団体

(6) その他福井市教育委員会が適当であると認める団体

(承認対象事業)

第4条 後援を承認することができる事業は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 福井市教育委員会の掲げる教育方針又は福井市の教育活動の振興に寄与するものであること。

(2) 広く一般に公開されるものであること。ただし、当該事業の性格によって事業の対象者が限定されるものであっても、福井市教育委員会が特に必要と認める事業については、この限りでない。

(3) 福井市教育委員会の政治的中立性及び宗教的中立性を損なうおそれがないこと。

(4) 専ら営利又は商業的宣伝を目的としていないこと。

(5) 公衆衛生、安全管理、災害防止等について十分配慮された場所で開催されるものであること。

(6) 福井市内で開催されるものであること。ただし、市外で開催されるものであっても市民の幅広い参加が期待できるものである等、福井市教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(7) 入場料、参加費等が徴収される場合は、その金額が適正であること。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものでないこと。

(9) 公序良俗に反しないものであること。

（申請手続）

第5条 後援名義の使用承認を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、後援名義使用承認申請書（様式第1号）を福井市教育委

員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。
この場合において、教育長は、必要と認める書類の添付を求めることができる。

（決定等の通知）

第6条 教育長は、後援名義の使用について承認することを決定したときは後援名義使用承認決定通知書（様式第2号）により、承認しないことを決定したときは後援名義使用不承認決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の承認に当たっては、必要な条件を付することができる。

（事業内容の変更）

第7条 前条第1項の承認を受けた団体（以下「名義使用者」という。）は、当該承認に係る事業の内容に変更が生じたときは、後援名義使用事業変更届出書（様式第4号）により直ちに教育長に届け出なければならない。

（承認の取消し）

第8条 教育長は、第6条第1項の承認を受けた事業が、第4条に規定する要件を満たさなくなると認められるとき、第6条第2項の規定により付した条件に違反したと認められるとき、又は偽りその他不正の手段により承認を受けたものであるときは、当該承認を取り消すことができる。

（報告）

第9条 教育長は、必要があると認めるときは、名義使用者に対し、後援名義使用事業実施報告書（様式第5号）及びその他必要な資料の提出を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

後援名義使用承認申請書

（あて先）福井市教育委員会教育長

申請者 所在地
 団体名及び
 代表者名
 電話番号

福井市教育委員会の後援名義の使用承認を受けたいので、次のとおり申請します。

事業名	
主催者及び共催者	
開催期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
開催場所	名称 所在地
参加対象	
事業目的	
事業内容	
入場料、参加費等	
他の後援予定団体	
連絡先	担当者氏名 電話番号
備考	

- 添付書類： 開催要領、企画書、収支予算書等
 団体の規約、会則、役員名簿等
 その他参考となる資料（ ）

第 号
年 月 日

様

福井市教育委員会教育長

印

後援名義使用承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました福井市教育委員会の後援名義の使用承認申請について、次のとおり承認することを決定しましたので通知します。

事 業 名	
期 間	承認の日から 年 月 日 () まで
条 件	<p><条件の記載例></p> <ol style="list-style-type: none">1 後援の名義は「福井市教育委員会」とすること2 承認を受けた後に事業計画に変更が生じた場合、速やかに教育長に届出、承認を受けること3 後援名義使用承認通知書を交付した後においても承認の基準に適合しない事実が判明したとき、申請書に虚偽が認められるとき、又は教育長が取り消しを必要と認めたとき等は、その承認を取り消すことがある。4 3の場合において、団体等が損害を受けても市教育委員会は一切の賠償の責めを負わない。5 事業等を行うにあたって生じた事故、災害等については、団体等が一切の責任において処理すること

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

福井市教育委員会教育長

印

後援名義使用不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました福井市教育委員会の後援名義の使用承認申請について、次のとおり不承認とすることを決定しましたので通知します。

事業名	
不承認の理由	

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）福井市教育委員会教育長

申請者 所在地
団体名及び
代表者名
電話番号

後援名義使用事業変更届出書

年 月 日付け第 号で承認のありました福井市教育委員会の後援名義の使用事業について、次のとおり変更しましたので届出します。

事業名	
変更の内容	
変更の理由	

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）福井市教育委員会教育長

申請者 所在地
団体名及び
代表者名
電話番号

後援名義使用事業実施報告書

年 月 日付け第 号で承認のありました福井市教育委員会の後援名義の使用事業について、次のとおり報告します。

事業名	
開催期間	
開催場所	
参加人数	
事業の概要	

添付書類： 収支決算書
 パンフレット等事業に関する資料
 その他参考となる資料（ ）